

株式會社 伊藤萬商店

企劃部 經濟調査課編纂

物資、資金、事業統制としての  
國家総動員法



\* 0056110000 \*

0056110-000

特247-515

物資、資金、事業統制としての  
國家総動員法

伊藤万商店企劃部經濟調査課・編纂

伊藤万商店企劃部情報課

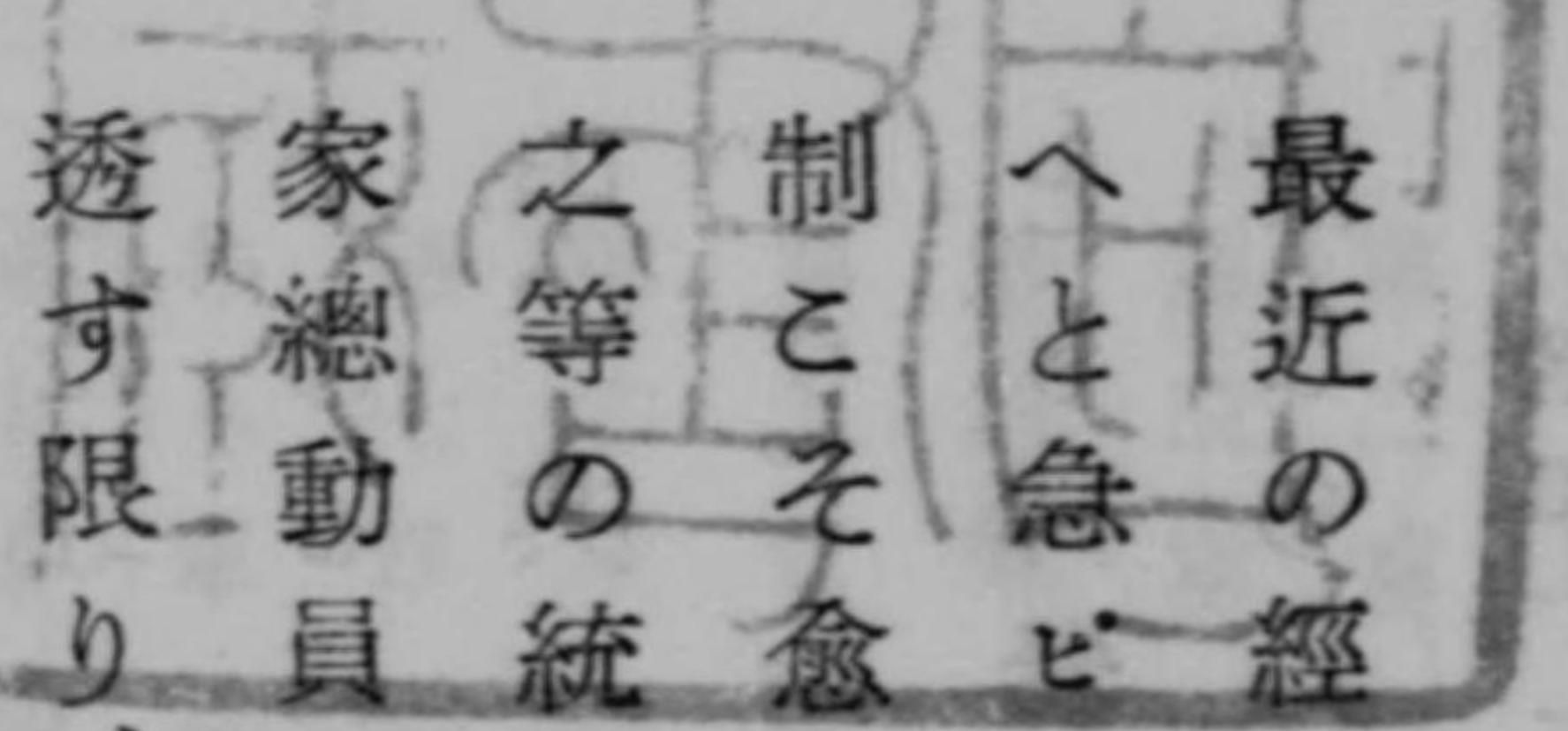
昭和16

AJB

特247  
515

序

最近の經濟統制は物價統制から、物資、資金、事業統制へと急ピッチに範囲が擴大されて來たが、本年の經濟統制こそ愈々この傾向を一段と濃化する振合にある。然も之等の統制を規正する法律命令は、其の多くが何れも國家總動員法の發動によるもので、本年經濟界の前途を見透す限り、國家總動員法の再検は頗る重大な意義を持つてゐる。此の意味から物資、資金、事業統制としての國家總動員法を茲に抜萃して、敢て各位の御見透し資料に



供せんとする次第である。殊に舊臘、會社經理統制令の公布實施に續く生活必需品統制令要綱の閣議決定を見、また近く重要物資の在庫調査、企業統制等を見んとしつつあるに際し、依つて以て其の基本法令たる國家總動員中、其の關係條項の検討は急務中の急務と云ふべきであらう。此の解説が各位前途の御見透しに對し、聊かたりとも御参考に資し得られるならば編者の自ら本懐とせねばならぬところである。

昭和十六年一月

編 者 識

目 次

第一章 本年の經濟界と國家總動員法	一
第二章 國家總動員法と其の標題關係條項	四
第三章 國家總動員法發動の意義と限界	一三
第四章 人的資材の統制としての國家總動員法	一七
第五章 物資需給統制としての國家總動員法	二二
第六章 資金統制としての國家總動員法	二九
第七章 事業統制としての國家總動員法	三三
第八章 物價統制としての國家總動員法	三九
第九章 國民の能力確保としての國家總動員法	四一
第一〇章 事業補償としての國家總動員法	四五
第一章 國家總動員法の罰則	四七
第二章 結語	五一

## 物資、資金、事業統制としての國家總動員法

株式会社伊藤萬商店

企劃部 經濟調査部編

### 第一章 本年の經濟界と國家總動員法

つて、其の政策を三つの方向へと擴大せざるを得なかつた。即ち其の一は生産擴充の問題であり、其の二は物價問題であつて、其の三は財政整理の問題であつたが、此の三つの方向が對内的にも對外的にも結晶して、遂に經濟新體制要綱の顯現とまで發展を見たものである。従つて昨年の經濟統制と其の施策とを大系的に回顧せば、歐洲戰爭の進展と支那事變の推移とによ

方向に強く牽制されて、生産擴充の問題からは軍需品の増産とその反面に於ける民需品の生産壓縮、それに伴ふ配給及び消費の統制再強化、命令生産の範囲擴大と規格の制定統一などがあり、物價問題からは價格等統制令の强行と其の修正、暴利行爲等取締規則の改正、株式價格の制定ならびに其の普遍化を見つゝある一方、財政整理では物動計畫と睨み合せた公債消化の強行、稅制改革、消費節約および貯蓄獎勵などによる潜在インフレの切替など、我が經濟界への負擔も漸く加重されて來た。然も前述の三大方向が綜合されて計畫化された性格を帶び、過去の平面的編成替から今日の立體的編成替へと轉

化されて來たことは、最近の經濟統制に見る大きな特徴であつて、其の最も代表的な形に於て我が業界に接觸したものは、即ち彼の七・七禁止令を始め會社經理統制令、企業の整備統合などが恐らくそれだらう。殊に經濟新體制の内容は大東亞共榮圈内に於ける自給自足經濟の確立に、昭和十六年度の物動計畫を根底として、經濟統制の一大飛躍上に打建てられるべく、分けても日獨伊を樞軸とする同盟の擴大によつて更に前進し、日支基本條約の締結によつて更に強化された上に、現下の國際状勢は一層これに拍車を加ふることとなるだらう。従つて之等によ

る本年經濟界への統制の發足は、より國家性、社會性を濃厚に盛込んだ計畫經濟的活動へと進展せねばならないが、其處に本年度經濟統制の大きな特徴を見出さざるを得ないのである。

## 第二節 計畫經濟を統制するものに國家總動員法の發動が豫想される

本年の經濟統制が國家性、社會性を濃厚に盛込んだ計畫經濟的活動へと進展せねばならない以上、之等を律する統制法規も亦國家性、社會性に於て最も強權的なものであり、同時にまた計畫經濟的活動に妥當なものでなくてはなら

求め得られないからである。殊に前述せる如く  
本年の經濟統制は物價統制より更に前進して、  
物資、資金、事業統制へと飛躍的に發展を見ん  
としつゝあるに鑑み、其の關係條項の再検は財  
界人にとって最も重大なる意義を持つ。即ち物  
資需給統制としての國家總動員法第八條ないし  
第十條および第二十三條、資金統制としての同

法第十一條および第十二條、事業統制としての同  
法第十六條ないし第十八條および第二十四  
條、並びに之等の統制を中心とする損失補償制  
としての同法第二十六條ないし第三十一條、更  
に以上各條項の違反に對する罰則などは統制の  
飛躍的發展途上に處する經濟人として、須く知

悉して置かねばならぬ重要項目である。以下こ  
れらに就て其の大要を述べるに當り、先づ以て  
國家總動員法の概念に就き、少しく基礎的の解  
説を行つて置く必要がある。

## 第二章 國家總動員法と其の標題關係條項

### 第一節 國家總動員法の公布と其の構成内容

國家總動員法は昭和十三年の第一次近衛内閣  
に於て、第七十三議會に提出されたる法案中、  
電力管理法と併行して兩院の中心議題となつた  
ものであるが、當時すでに日本の國際情勢は本

法律案の出現を強く要望しつゝあつた際だけ  
に、論議沸騰のうちにも結局同法成立の機運は  
漲り遂に全會一致無修正のまゝ兩院を通過し、  
同年四月一日法律第五十五號を以て公布せられ、  
越えて同五月四日勅令三百十五號を以て、翌五月五日より之れを施行せらるゝに至つたものである。因みに同五月四日勅令第三百十六號を以て、朝鮮、臺灣、樺太にも同じく五月五日より實施の旨が公布され、同五月四日勅令第三百十七號を以て、南洋群島にも同じく五月五日より實施さるべき旨が公布されたのである。

而して國家總動員法の構成内容は、先づ國家  
總動員の總則、戰時に於ける國家總動員、平時

に於ける國家總動員、國家總動員の命令違反による罰則、國家總動員施行に關する諸問機關、其の他附則など本文五十條および同附則から成立つてゐる。處で茲に注意すべきは國家總動員法の各條項が單に基準法であつて、各條文の施行細則は必要的都度、勅令を以て公布されることに定められてゐるため、本條文は單に國家權力發動の骨子を示したものに過ぎない觀があるが、之れは今後の狀勢に從ひ最も有効適切に發動せしめるためと、國外に對する機密の漏洩防止とのために、殊さら細則を必要的都度決定公布することにしたものである。從つて其の勅令要綱は時宜に最も適切なるものが規定し得られ

る譯で、それだけにまた其の効果も大なるものゝあることが考えられるのである。

## 第二節 國家總動員法の逐條約內容

國家總動員法本文五十條と同附則の内容は、前述の如く國家總動員の總則、戰時に於ける國家總動員、平時に於ける國家總動員、國家總動員法の命令違反による罰則、國家總動員法施行に關する諮詢機關、其の他附則等より成立つてゐるが、其の標題を逐條的に點検すれば大略次ぎの如くである。

### イ、國家總動員の總則

- 第一條 國家總動員の意義
- 第二條 總動員物資の意義
- 第三條 總動員業務の意義
- 四、戰時に於ける國家總動員

- 第四條 戰時に於ける臣民の徵用
- 第五條 戰時に於ける國民の協力
- 第六條 戰時に於ける勞働の統制
- 第七條 戰時に於ける勞働争議の制限および禁止
- 第八條 戰時に於ける物資の統制
- 第九條 戰時に於ける貿易の統制
- 第十條 戰時に於ける物資の使用および收用
- 第十一條 戰時に於ける金融の統制

### 第十二條 戰時に於ける事業資金の統制

- 八、平時に於ける國家總動員

#### 第二十一條 職業能力に關する申告および検査

### 第十三條 戰時に於ける施設の管理ならびに使用および收用

#### 第二十二條 技能者の養成

### 第十四條 戰時に於ける礦業權および水の使用および收用

#### 第二十三條 物資保有の強制

### 第十五條 権利の拂下を受くる優先順位

#### 第二十五條 試驗研究の強制

### 第十六條 戰時に於ける事業設備の新設、擴張、改良の制限または轉用

#### 第二十六條 戰時事業計畫の設定および演練の強制

### 第十七條 戰時に於ける事業設備の統制

#### 第二十七條 物資、金融、設備の強制による

### 第十八條 戰時に於ける統制組合の設立

#### 二、國家總動員法施行による損失補償

### 第十九條 戰時に於ける物價の統制

#### 第二十七條 物資、金融、設備の強制による

### 第二十條 戰時に於ける新聞および出版物の統制

#### 損失の補償

### 統制

## 第二十八條 技能者の養成、物資の保有およ

ひ試験研究の強制による損失の補償お  
よび補助金の交付

## 第一十九條 補償金額の査定

## ホ 國家総動員法施行による事業の監督

第三十條 利益の保證および補助金の交付を受くる事業の監督

第三十一條 報告書の徵求および臨檢検査

、國家総動員法施行による罰則

の命令違反による罰則

### 第三十三條 第七條（戰時に於ける勞働爭議

の制限および禁止 第九條（承前）第

•

付の命令違反による罰則

第三十五條 第三十二條、第三十三條および

第三十四條の違反に対する懲役および罰金の併科

第三十六條 第四條（戦時に於ける臣民の徵

用)、第六條(戰時に於ける勞務の統

制の命令違反による罰則

## 二十四條（戦時事業計畫の設定および

演練の強制)、第一十五條(試験研究の

第三十八條 第十九條第一項（戰時に於ける  
強制）の命令違反に該する旨見

統制組合の設立命令(第三十條(利益

十條（戦時に於ける物資の使用および  
收用）、第十三條（戦時に於ける施設の  
管理ならびに使用および收用）第十九  
條（戦時に於ける物價の統制）の命令  
違反による罰則

第三十四條 第十一條（戦時に於ける金融の  
統制）、第十六條（戦時に於ける事業設  
備の新設、擴張、改良の制限または轉  
用）、第十七條（戦時に於ける事業の統  
制）、第十八條（戦時に於ける統制組合  
の設立）、第二十三條（平時に於ける物  
資保有の強制）、第二十六條（特定事業  
に對する利益の保證および補助金の交  
換）、第三十九條（監督）、第三十一條（報告書の徵求  
業の監督）、第三十二條（報告書の徵求  
出版物の掲載禁止命令）の命令違反に  
よる罰則

第四 十條 第二十條第二項（新聞紙および  
出版物差押處分）の妨害による罰則

第四十一條 第二十條第一項および第二項の  
違反に對する刑法併合罪の例外

第四十二條 第三十一条（報告書の徵求およ  
び臨檢検査）の忌避による罰則

第四十三條 第二十一條（職業能力に關する申告および検査）の違反による罰則

第五十條 詮問機關即ち國家總動員審議會の設立

第四十四條 總動員業務者の機密漏洩または竊用による罰則

附則一、本法施行期日（昭和十三年五月勅令第三百五十五號を以て、同年五月五日より実施）

第四十五條 公務員の機密漏洩または竊用による罰則

附則二、軍需工業動員法および昭和十二年法律第八十八號の廢止

第四十六條 統制組合役員の收賄による罰則

附則三、軍需工業動員法と本法との關係

第四十七條 統制組合の役員に對する贈賄による罰則

附則四、軍需工業動員法の罰則效力

第四十九條 外地に於ける命令違反による罰則

第三節 公布せられたる物資、資金、事業、物價等の統制勅令および勅令案要綱

ト、國家總動員法施行による諮問機關

從來すでに國家總動員法の發動を見て公布實施されたる物資、資金、事業、物價等に關する

十二月十四日總動員審議會附議）ハ、第十條關係のもの（即ち戰時に於ける物資の使用および收用）

統制勅令および既に國家總動員審議會の諮問答申を見たる同關係の勅令案要綱中、其の主なる

總動員物資の使用または收用に關する勅令案要綱（昭和十三年十二月二十二日總動員審議會附議）

イ、第八條關係のもの（即ち戰時に於ける物資の統制）

ニ、第十一條關係のもの（即ち戰時に於ける金融の統制）

生活必需物資の統制に關する勅令案要綱（昭和十五年十二月十四日總動員審議會附議）

ロ、第九條關係のもの（即ち戰時に於ける貿易の統制）

貿易の統制に關する勅令案要綱（昭和十五年

會社職員給與臨時措置令（昭和十四年十月三十日三十一日勅令第百七十九號）

會社職員給與臨時措置令（昭和十四年十月十

六日勅令第七百六號)

會社經理統制令(昭和十五年十月十九日勅令)

第六百八十號)

銀行等資金運用令(昭和十五年十月十六日勅

令第六百八十一號)

ホ、第十三條關係のもの(即ち戰時に於ける施

設の管理ならびに使用および收用)

工場事業場管理令(昭和十三年五月四日勅令

第三百十八號)

工場及び事業場の使用又は收用に關する勅令

案要綱(昭和十三年十二月二十二日總動員審

議會附議)

土地又は家屋其の他の工作物の管理、使用又

ト、第十九條關係のもの(即ち戰時に於ける物

價の統制)

價格等統制令(昭年十四年十月十六日勅令第

七百三號)

地代、家賃統制令(昭和十五年十月十六日勅

令第六百八十七號)

國家總動員審議會官制(昭和十三年五月四日

勅令第三百十九號)

チ、第二十四條關係のもの(即ち戰時事業計畫

の設定および演練の強制)

事業主をして爲さしむべき總動員業務に關す

る計畫の設定又は演練に關する勅令案要綱

(昭和十三年十二月二十二日總動員審議會附

議)

リ、第二十九條關係のもの(即ち補償金額の査

定)

總動員補償委員會規程(昭和十三年七月二日

勅令第四百七十四號)

ヌ、第五十條關係のもの(即ち國家總動員諮詢

機關)

は收用に關する勅令案要綱(昭和十三年十一

月二十二日總動員審議會附議)

ヘ、第十六條關係のもの(即ち戰時に於ける事

業設備の新設、擴張、改良の制限または轉

用)

ホ、第十九條關係のもの(即ち戰時に於ける物

價の統制)

ト、第十九條關係のもの(即ち戰時に於ける物

價の統制)

價格等統制令(昭年十四年十月十六日勅令第

七百三號)

地代、家賃統制令(昭和十五年十月十六日勅

令第六百八十七號)

國家總動員審議會官制(昭和十三年五月四日

勅令第三百十九號)

尙この他に諸種の勅令および勅令案要綱があ

るが、本叢書が茲で取扱ふ物資、資金、事業

統制としての國家總動員法に直接の關係を持

たぬから、敢て之等を略して本文の解説へ急

ぐこととする。

### 第三章 國家總動員法發動の意義と其の限界

#### 第一節 第一條……國家總動員の意義

近代に於ける國防の高度昂揚と其の特質とに

鑑み國家總動員の實施および其の準備に就て準據すべき法規を制定し、現下時局の推移ならびに將來の戰時および事變に備ふる必要があるので、茲に國家總動員法を公布實施するに至つた譯であるが、然らば國家總動員とは何かと云ふに、國家總動員法（以下單に本法と略稱する）第一條は、之れに對して次ぎの如く定義を下してゐる。

第一條 本法ニ於テ國家總動員トハ戰時（戰爭ニ準スヘキ事變ノ場合ヲ含ム、以下之レニ同シ）ニ際シ國防目的達成ノタメ國ノ全力ヲ最モ有効ニ發揮セシムルヤウ人的及ヒ物的資源ヲ統制運用スルヲ謂フ即ち之れによつて見るも、國家總動員は高度

國防國家建設の目的達成のため、總ゆる角度から人的および物的資源を有効適切に役立たしむる目的を以て、強權的に之等を統制せんとするものである。從つて總動員法の發動さるゝところ、常に強力なる統制の必ず隨伴するを條件とするもので、今後の物動計畫遂行上統制強化の更に豫想さるゝ限りに於ては、總動員法の全面的發動も亦否み得ない事實であらう。

因に本條に云ふ「戰時ニ際シ」とは宣戰布告のあつた戰爭狀態の場合と、其の前後の緊迫したる場合とを指すものであつて、また「戰爭ニ準スヘキ事變」とは、宣戰の布告は無いが今事變の如き實質上戰爭に等しき對外關係の戰爭状

態にある場合を意味するものである。従つて國內事變は茲に云ふ「戰爭ニ準スヘキ事變」には該當しない。

## 第二節 第二條……總動員物資の意義

- ・本法第二條に於て總動員物資の意義を明かにしてゐる。即ち――
  - ・第一條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ。
    - 一、兵器、艦艇、彈藥、其ノ他ノ軍用物資
    - 二、國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
    - 三、國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具、
- ・本法第一條に於て總動員物資の意義を明かにしてゐる。即ち――
  - ・第一條 本法ニ於テ總動員物資トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ。
    - 一、兵器、艦艇、彈藥、其ノ他ノ軍用物資
    - 二、國家總動員上必要ナル被服、食糧、飲料及飼料
    - 三、國家總動員上必要ナル醫藥品、醫療機械器具、

其ノ他ノ衛生用物資及ヒ家畜衛生用物資

四、國家總動員上必要ナル船舶、航空機、車輛、馬其ノ他ノ輸送用物資

五、國家總動員上必要ナル通信用物資

六、國家總動員上必要ナル土木建築用物資及ヒ照明用物資

七、國家總動員上必要ナル燃料及ヒ電力

八、前各號ニ掲クルモノノ生産、修理、配給又ハ保存ニ要スル原料、材料、機械器具裝置其ノ他ノ物

定スル國家總動員上必要ナル物資

九、前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外、勅令ヲ以テ指

即ち之れによつて見るも、總動員物資は殆ん

ど總ゆる物資を包含する譯で、殊に右の第九號

に掲げられた勅令による指定の物資こそは、果して何が指定さるゝか其の範圍さへ頗る廣大なものゝあるを想はせる。然し茲に云ふ物資とは所謂「民法上の不動産」は含まざるもので、主として「動産」に關するものゝみと解されてゐる。

### 第三節 第三條……總動員業務の意義

次ぎに總動員業務の意義に就ては本法第三條が、凡そ次ぎの如く之れが定義を下してゐる。

第三條 本法ニ於テ總動員業務トハ左ニ掲クルモノヲ謂フ

一、總動員物資ノ生産、修理、配給、輸出、輸入又

ハ保管ニ關スル業務

二、國家總動員上必要ナル運輸又ハ通信ニ關スル業務

三、國家總動員上必要ナル金融ニ關スル業務

四、國家總動員上必要ナル衛生、家畜衛生又ハ救護ニ關スル業務

五、國家總動員上必要ナル教育訓練ニ關スル業務

六、國家總動員上必要ナル試驗研究ニ關スル業務

七、國家總動員上必要ナル情報又ハ啓發宣傳ニ關スル業務

八、國家總動員上必要ナル警備ニ關スル業務

九、前各號ニ掲クルモノヲ除クノ外、勅令ヲ以テ指

定スル國家總動員上必要ナル業務

而して本法に云ふ業務とは、所謂「平時に於ける營業」等の如き觀念とは異り、戰時に於ける國防目的達成のための總ゆる精神的、肉體的の仕事を意味するものである。従つて生産、配給、輸出入等の營業たりとも、一旦それが總動員業務として指定された時は、平和產業たると時局產業たるとの區別を問はず、凡そ總てが國家目的の達成に對し、總動員業務として化せしめられる譯である。

本法第四條は人的資材の統制中、先づ帝國臣民の總動員業務に參加すべきことを規定した條項であつて、其の本文を掲ぐれば即ち左の如くである。

第四條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民ヲ徵用シテ總動員業務ニ從業セシムルコトヲ得、但シ兵役法ノ適用ヲ妨ケス

即ち國民動員とも云ふべき規定であつて、茲に云ふ「徵用」とは法令により強制的に義務者をして總動員業務に就業せしむることを意味するものであるが、此の法令により徵用せられた者は其の勞務に對し、政府より一定の報酬を與

### 第一節 第四條……戰時に於ける臣民の徵用

#### 第四章 人的資材の統制としての國家總動員法

えられる建前になつてゐる。然し之れは現に兵役に從事する者に對しては除外されてゐる。即ち「兵役法ノ適用ヲ妨ケス」と特に規定してあるのは、國家總動員法に於ける帝國臣民の徵用が、兵役法による徵集および召集には優先し得られないことを示すものである。

而して本條立法の基本法令には軍需工業動員法および徵發令等があるが、特に本條による施行令要綱として見らるゝものは、凡そ左の如き須要な事項が掲げられるのである。

一、被徵用者をして從事せしめ得べき事業の範圍を定める。

二、被徵用者の範囲は年齢によつて限定すると

ともに、また徵用を免除し得る場合をも定める。

三、徵用は成るべく募集の方法によつて所要の人員を得られない場合に行ふ。

四、被徵用者に對する順位の基準は豫め定められる。

五、被徵用者は一定の給與を與えられる。

六、兵役法により徵集または召集のあつた場合には、當然また徵用の解除があつたものと看做される。

七、特殊技能者の徵用に就ては必要に應じて特別の規定が設けられる。

八、性別に對して考慮を加ふ。

## 第二節 第五條……戦時に於ける國民の協力

法には防空法を始め市制、町村制、河川法、鐵道船舶郵便法、地方鐵道法等が多分に參照されてゐる。而して本條による施行令要綱としては、大體左の如き事項が擧げられる。

一、本條に規定する協力は帝國臣民および帝國他の團體が廣く國防の業務に參加協力すべき義務あることを明示した條項で、然も前條の如く軍需工業動員法や徵發令等に據らぬ特色を持つてゐる。而して其の第五條全文は――

第五條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及ヒ帝國法人、其ノ他ノ團體ヲシテ國又ハ地方公共團體ノ行フ人、其ノ他ノ團體ヲシテ國又ハ地方公共團體ノ行フ總動員業務ニ付協力セシムルコトヲ得

即ち銃後國防協力の規定であつて、本法の立

### 第三節 第六條……戦時に於ける労務の統制

本法第六條は人的資材の統制中、労務の需給を統制し以て労働條件の適正を圖らんとする規定である。先づ其の全文を掲ぐれば左の如くである。

第六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ從業者ノ使用、雇入若クハ解雇又ハ賃金、其ノ他ノ労働條件ニ付必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

之れ即ち労務需給統制の根底をなすもの、蓋し時局下、人的資源不足の折柄その重要性は頗る大である。而して本條立法の参考法令として

は工業労働者最低年齢法、工場法、鑛業法、其他等があるが、要するに其の施行令要綱とも見らるゝものは結局左記事項に歸着する。

一、不必要と認められた方面に對しては從業者の使用ないし雇入れの制限を行ふ一面、必要と認められる方面には強制的に從業者を指定して使用または雇入れを命ずる。

二、不急事業または不要事業に對しては、從業者の雇入れを禁止する。

三、從業者の技能または経験により從業すべき事業を制限し其の範圍を定める。

四、雇傭主をして從業者の解雇に就き豫め届出でを行はしめ、又は解雇を許可制にする。

五、賃金、就業時間、扶助、其の他の労働條件に關し必要な命令を行ふ。

六、從業者の使用、雇入れ又は解雇、或は賃金其の他の労働條件に關する制限を緩和する。

本令によつて發動せられた勅令には從業員雇入制限令、學校卒業者使用制限令、賃金統制令等があるが、何れも大體に於て右の施行令要綱に則つて發せられたものである。

### 第四節 第七條……戦時に於ける労働争議の制限ならびに禁止

本法第七條は労働争議に關し適當の措置を講

ぜんとするものであつて、素より我が國に於ては戰爭の目的達成を阻害するが如き労働争議は發生しないであらうが、豫め斯ゝる争議の防止を必要とすることは云ふ迄もなく、また生産增强の目的達成にも豫め此の規定無くしてはならぬ譯である。而して其の本文は次ぎの如くである。

第七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ労働争議ノ豫防若クハ解決ニ關シ、必要ナル命令ヲ爲シ又ハ作業所ノ閉鎖、作業若クハ労務ノ中止、其ノ他労働争議ニ關スル行為ノ制限若クハ禁止ヲ爲スコトヲ得

而して茲に云ふ「作業所」とは總動員業務を

行ふ一切の工場、礦山、事業場等は勿論、其の

政府に届出せしむ。

他これに關聯する工場または之れに類する仕事場、事務所等をも包含することを意味してゐるが、彼の小作争議の如きは本令の除外例として解釋されてゐる。

本令の立法に就ては主として労働争議調停法を中心に參照されたものであつて、其の施行令要綱には概ね左の如き事項が擧げられるやうである。

一、本條を適用すべき事業の範圍を定める。

二、多數の従業者を解雇せんとする時、又は従業者の集團より賃金その他の労働條件に關して要求のあつた時等は、速かに事業主をして

三、一定規模以上の工場または事業場には、労資協調の機關を設けしめる。

四、労働争議の調停に關して簡易かつ有効なる特別の制度を設くるとともに、調停不成立の場合に於ける特別の解決方法を定める。

五、制限または禁止すべき労働争議の行為に就き、其の種類と手段との範圍を定める。

六、一定の福祉施設を制定して労働争議の豫防に努める。

## 第五章 物資需給統制としての國家總動法

### 第一節 第八條……戦時に於ける物資の統制

本法第八條は戦時に於ける物資の統制を規定してゐる。即ち其の本文によれば――

第八條 政府ハ戦時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、

修理、配給、譲渡、其ノ他ノ處分、使用、消費、所持及ヒ移動ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

即ち物資の需給統制を主眼とする條項であつて、生産、配給、消費は素よりのこと、其の運搬、保管、貯蔵等をも規正せんとするものである。元來本條は軍需工業動員法、輸出入等に關する臨時措置法、其の他を基本法令とするもの

で、殊に輸出入品等に關する臨時措置法の第二條、即ち國內に於ける物資の生産、配給消費等の諸統制は最も大なる關係を持つものである。従つて本條による施行令の要綱としては、凡そ左の如き諸項目が擧げられる。

一、物資の生産または修理を業とする者に對しては――

イ、總動員物資の生産ないし修理を命じ、或は生産ないし修理の優先順位を指定する。

ロ、原料または材料の使用ないし消費を制限し、或は禁止し、または代用物資の使用を命ずる。

二、物資の生産、配給または販賣を業とする者

に對しては――

イ、總動員物資の配給または譲渡を命じ、或は其の制限を行ひ又は禁止を行ふ。

ロ、現に所持する總動員物資に對し、期間を定めて其の保管を繼續することを命ずる。

ハ、特定の總動員物資に對し、其の配給方法を定めて之れに據らしめる。

三、物資の輸送、保管を業とする者に對しては――

イ、總動員物資の輸送を命じ、又は輸送の方法、輸送の優先順位等を指定する。

ロ、總動員物資の保管を命じ、又は保管の方法、保管の期限等を指定する。

四、一般の者に對しては――

イ、特定の總動員物資に對する使用、消費または移動を制限し或は禁止する。

ロ、特定の總動員物資を政府の指定する者に譲渡させる。

即ち第一は生産統制、第二は配給統制、第三は移動統制、第四は消費統制を行はんとするものであるが、殊に舊曆、總動員審議會で附議決定された「生活必需物資の統制に關する勅令案要綱」は、此の殆んど全部に亘る生活必需品の統制要綱であつて、纏て近く之れが勅令として公布された曉には、本法第十九條の物價統制條項に基く「價格等統制令」と併行して恐らく統

制法規の双璧として一般經濟界を支配するだろ

う。更に總出運輸をもととする國事に關するもの、其他に貿易調整法、通商擁護法、其の他などがある。而して本條による施行令要綱の内容としては、大體左の如きものが擧げられてゐる。

一、輸出または輸入の制限ないし禁止をなすべき場合、物資の品目、輸出入の相手國等に對して指定を行ふ。

二、輸出または輸入を命ずべき場合、物資の品目に對して指定を行ふ。

三、物品および税率を掲げ、輸出税ないし輸入税を課し、或は増課し、または輕減し、或は物品を掲げて輸出税ないし輸入税の免除を行ふ。

本條立法の基本法令もまた軍需工業動員法、

本條の勅令は未だ公布されてゐないが、舊臘總動員審議會に附議決定された「貿易の統制に關する勅令案要綱」は、前記の施行令要綱の他に、更に輸出入物資の譲渡、其の他の處分、所持または移動に關し強權的な命令を發令せんとしてゐる。

### 第三節 第十條……戰時に於ける物資の使用および收用

本條は國家總動員法第八條の規定を抜本塞源的に更に強化統制せんとする規定であつて、其の條文は即ち左の如きものである。

第十條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ヲ使用又ハ收用スルコトヲ得

而して茲に云ふ「使用」とは政府が總動員物資の所有權を民間企業家から移轉せしむることなく、工場または事業場の設備一切は勿論、之れが労務をも使用することを云ふものであつてまた「收用」とは政府が總動員物資の所有權を民間企業家から強制的に之れを收得し、之れを國家の責任に於て經營するものであるから、使用と收用との間には其の意味に大なる懸隔を持つてゐる。但し收用は所謂「沒收」とは意味を全く異なるもので、即ち「沒收」とは刑法第

十九條に掲げられた場合のみに限られてゐる。

即ち刑法第十九條の規定によれば――

左ニ記載シタル物ハ之レヲ沒收スルコトヲ

得

一、犯罪行爲ヲ組成シタル物

二、犯罪行爲ニ供シ又ハ供セントシタル物

三、犯罪行爲ヨリ生シ又ハ之レニ因リ得タル物

没收ハ其ノ物カ犯人以外ノ者ニ屬セサルトキニ限ル

即ち「沒收」は必ず犯罪行爲を前提とするものであるが、「收用」は犯罪行爲と何等の關係を持つてゐないのみならず、必ず國家に於て一損

失補償」の途を講じてゐる點が大きな特徴である。一に之れを「徵發」と云はれてゐるのも亦宜なりと云ふべきである。

而して本條立法の基本法令は即ち軍需工業動員法、徵發令、其の他などがあつて、其の施行令要綱としては（一）使用または收用の通達をつき定むること、（二）使用または收用の通達を受けたる者の爲すべき措置につき定むること、（三）使用または收用の効果につき定むること、及び（四）其の他使用または收用の手續につき定むること等が考えられるが、現に昭和十三年十二月二十二日、總動員審議會に附議された「總動員物資の使用又は收用に關する勅令案

要綱」に於ても、等しく之等の事項に就て詳細を規定せんとしてゐる。

#### 第四節 第二十三條……平時に於ける物資保有の強制

物資統制としての國家總動員法第八條ないし第十條は戰時に於ける規定であるが、本法は平時に於ても戰時または戰争に準すべき場合を豫想して、其の第二十三條に於て平時に於ける物資保有の強制を命じてゐる。即ち同條は――

又ハ輸入ヲ業トスル者ヲシテ、當該物資又ハ其ノ原料若クハ材料ノ一定數量ヲ保有セシムルコトヲ得と云ふのである。即ち之れは強制保有の命令であつて、軍需資材は勿論、總ゆる軍需に供しえべき日常必需品に就ても發令されるものと考えられる。而して此の物資保有の強制命令は今のところ未だ表面化してゐないが、其の施行令要綱としてはの大略次ぎの如きものが擧げられてゐる。即ち――

一、保有すべき物資の種類および數量、保有の場所、期間等に就て定むること。

#### 第二十三條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産、販賣

むること。

等である。

#### 第六章 資金統制としての國家總動員法

##### 第一節 第十一條……戰時に於ける金融の統制

ノ増加、合併、目的變更、社債ノ募集若クハ第二回以後ノ株金ノ拂込ニ付制限若クハ禁止ヲ爲シ、會社ノ利益金ノ處分、償却、其ノ他經理ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ銀行、信託會社、保險會社、其ノ他勅令ヲ以テ指定スル者ニ對シ資金ノ運用ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

第十一條は曾ての會社利益配當及び資金融通令、現行の會社經理統制令で餘りにも有名なもの、然し其の本文は左の如くである。

#### 第十一條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ設立、資本

勿論本條立法の基本法令は臨時資金調整法であつて、資金の融通を有効適切ならしめ、以て重點主義による生産增强に役立たしめんとするのが眼目である。従つて本條による施行令の要項は之れが目的を狙つたもので、内容を分解すると凡そ次ぎの如きものである。

一、左の事項に就ては政府の認可または許可を

受けしめ、或は之れを禁止する。

イ、資本金一定金額以上の會社の設立。

ロ、資本金一定金額以上の會社の資本増加、

合併ないし目的變更、或は資本増加ないし

合併に依り資本金一定金額以上の會社とな

るべき場合の資本増加または合併。

ハ、資本金一定金額以上の會社が行ふ社債の

募集または第二回以後の株金の拂込。

二、資本金一定金額以上の會社の増配は、政府の許可を受くるにあらざれば之れをなすこと得ざるものとする。但し既往の配當が一定率に達せざるものに就ては、其の限度までは差支へ無きものとする。

資本金一定金額以上の會社に就き、減價償却、其の他の經理に關し必要な命令を行ふ。  
三、金融機關の資金貸出または有價證券の應募、引受、買入ないし募集の取扱に就き政府の許可を受けしめる。

證券引受業者が有價證券の應募、引受または募集の取扱をなさんとする時は政府の許可を受けしめる。

四、金融機關に對し資金の貸出または國債、其の他の有價證券の應募、引受または買入をなすことを命ずる。

現在は會社利益配當及び資金融通令、會社職員給與臨時措置令の二勅令は、現行の會社經理

統制令中に併合されて、獨立した形態としては

廢止されたが、會社經理統制令は右の一および二を規定し、銀行等資金運用令は右の三および四の内容を規定したものである。

ニ拘ラズ勅令ヲ以テ別段ノ定ヲ爲スコトヲ得。

即ち第十一條が會社資金の融通統制なるに對し、本條は事業資金そのものゝ統制である。而して商法第二百條または第二百十條とは如何なる規定であるかと云ふに、其の全文を参考迄に掲ぐれば左の如くである。

商法第二百條　社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ヲ超ユルコトヲ得ス

本條文は左の如くである。

第十二條　政府ハ戰時ニ對シ國家總動員上必要アルトキハ、總動員業務タル事業ヲ營ム會社ノ當該事業ニ屬スル設備ノ費用ニ充ツル爲ノ社債ノ募集又ハ資本ノ增加ニ付商法第二百條又ハ第二百十條ノ規定

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル財產カ前項ノ金額ニ滿タサルトキハ、社債ノ總額ハ其ノ財產ノ額ヲ超ユルコトヲ得ス  
商法第二百條ノ二　會社ハ前ニ募集シタル社債總額ノ拂込ヲ爲サシメタル後ニ非サレハ

更ニ社債ヲ募集スルコトヲ得ス

ニ分チテ拂込ヲ爲サシムルトキハ、第一回

商法第二百十條　會社ノ資本ハ株金全額拂込  
ノ後ニ非サレハ之ヲ増加スルコトヲ得ス

拂込ノ期日ヨリ六月内ニ舊社債ヲ償還スル  
コトヲ要ス

改正商法第二百九十七條　社債ノ總額ハ拂込  
ミタル株金額ヲ超ユルコトヲ得ス

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル  
純財產額カ拂込ミタル株金額ニ満タサルト  
キハ、社債ノ總額ハ其ノ財產額ヲ超ユルコ  
トヲ得ス

舊社債償還ノ爲ニスル社債ノ募集ニ付テ  
ハ舊社債ノ額ハ社債ノ總額中ニ之ヲ算入セ  
ス

此ノ場合ニ於テハ拂込ノ期日、若シ數回

一、商法第二百條の規定による制限を超えて社  
債を募集し得る限定を定め、且つ各個々の場  
合につき政府の認可を受けしめる。

二、總動員業務たる事業を營む會社は、事業擴  
張の場合に於て政府の認可を受け、當該事業

に屬する設備の費用に充つるため、商法第二  
百十條の規定に拘らず、株金全額拂込前と雖  
も政府の認可を受け、其の資本を増加すること  
を得るものとする。

業ニ屬スル工場、事業場、船舶、其ノ他ノ施設又ハ  
之レニ轉用スルコトヲ得ル施設ノ全部又ハ一部ヲ管  
理、使用又ハ收用スルコトヲ得

政府ハ前項ニ掲タルモノヲ使用又ハ收用スル場合  
ニ於テ、勅令ノ定ムル所ニ依リ其ノ從業者ヲ供用セ  
シメ、又ハ當該施設ニ於テ現ニ實施スル特許、發明  
若クハ登錄實用新案ヲ實施スルコトヲ得

第一節 第十三條……戰時に於ける施設の管  
理ならびに使用および收用

先づ本條全文を掲ぐれば左の如くである。

第十三條　政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ア  
ルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事

而して茲に云ふ「事業場」とは工場を除いた  
總動員業務の行はれてゐる場合を指し、「施設」

とは總動員物資の運營されてゐる諸設備を總稱

したもので、更にまた「設備」とは總動員物資を運營するための個々の備付を云ふのである。

また「従業者ノ供用」とは政府が事業會社の従業員を事業主から提供せしめ、之れを監督使用することを云ふのであつて、「管理」とは民間の企業による工場または事業場の施設に關する業務を指導監督することを云ひ、「使用」および「收用」は本法第十條に於て解説した意味と同じである。

之れまた立法の基本法令は軍需工業動員法、徵發令等を中心とし、其の他の關係法令等があるが、要するに其の施行令要綱は結局左の如きも

のに歸着する。

一、施設の管理に就ては工場事業場管理令の規定に準じて定められる。

二、施設の使用または收用に就ては――  
イ、使用または收用の方式を定める。

ロ、使用または收用の通達を受けたる者の爲すべき措置に就て定める。

ハ、使用または收用の効果に就て定める。

ニ、其他使用または收用の手續に就て定めすべき措置に就て定める。

ある。

三、従業者の供用、工場所有權の實施に就ては――

イ、従業者供用の手續を定める。

### の新設、擴張、改良の制限または轉用

ロ、使用または收用の通達を受けたる者の爲

すべき措置に就て定める。

ハ、使用または收用の効果に就て定める。

ニ、其他使用または收用の手續に就て定める。

である。

本條文は左の如くである。

#### 第十六條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要ア

ホ、特許、發明または登錄實用新案の實施ならびに處分の方式および手續に就て定める。

四、土地、工作物の管理ならびに使用または收用に就ては、施設の管理、使用、收用に準じて規定を設ける。

本條立法の基本法令は臨時資金調整法、軍需工業動員法、重要產業統制法、其の他であつて、本條による施行令要綱は概ね左の如くである。

一、設備の新設、擴張または改良を制限ないし

#### 第二節 第十六條……戰時に於ける事業設備

禁止し得る事業の種類と場合とを規定する。

二、設備の新設、擴張または改良を命ずることを得る事業の種類と場合とを規定する。

第三節 第十七條……戦時に於ける事業の統制

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種若クハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ

本條は最近著しく重要視されて來た條項であつて、先づ其の全文を掲ぐれば次ぎの如くである。其の細則開き外見の要點は、本條は最も著しく重要視されて來た條項である。

第十七條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル同種若クハ異種ノ事業ノ事業主間ニ於ケル當該事業ニ

本條は生産統制、配給統制、貿易統制等のま

すく強化するに伴ひ、愈々その重要性を發揮して來るものであつて、其の立法の参考法令

は重要産業統制法、工業組合法、商業組合法、

貿易組合法、其の他等である。而して之れが施行令要綱としては、大略左の如きものが考えられる。

一、統制協定の設定、變更ないし廢止に就き許

可を受けしめ、或は統制協定の設定、變更な

いし取消を命ずることを得べき事業の範圍を一定める。

第二、統制協定の設定、變更ないし廢止に就き認可を受けしめ、又は設定、變更ないし取消を命ずることを得べき統制協定事項を定める。

本條勅令案要綱は未だ附議されてゐないが、事業統制として重視すべき條項である。

第一項ノ規定ニ依リ設立ヲ命セラルタル者其ノ設立ニ關シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

ムル所ニ依リ當該組合ノ組合員タル資格ヲ有スル者ヲシテ其ノ組合ノ組合員タラシムルコトヲ得

政府ハ第一項ノ組合ニ對シ其ノ組合員ノ營業ニ關

本條も亦事業統制として最近特に重視されて

第四節 第十八條……戦時に於ける統制組合の設立

スル統制規程ノ設定、變更若クハ廢止ニ付認可ヲ受

ケシメ、統制規程ノ設定若クハ變更ヲ命シ、又ハ其ノ組合員ニ對シ組合ノ統制規程ニ依ルヘキコトヲ命スルコトヲ得ハス。

第一項ノ組合ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム。

本條立法の参考法令も亦重要産業統制法、工業組合法、商業組合法のほか、百貨店法、其の他などがあるが、要するに本令による施行令要綱も概ね左の如き内容を盛つたものである。

一、統制組合の設立を命ずることを得べき事業の種類を定める。

二、統制組合の運営を行ひ得る事業の範囲を定

める。

三、其他組合の設立、組織、管理および經理、監督、解散等に就き規定を定める。

殊に最近の如き統制組合の濫立に伴ふ整理統合、企業合同による統制組合の改組變更等が必要とするゝ折柄、本條の發動こそ既に時期の問題であると見られてゐる。

第五節 第二十四條……平時に於ける戦時事業計畫の設定ならびに演練の強制

以上が戦時に於ける事業統制の條項であるが、本條は戦時または戦争に準すべき場合に備

ふべき平時の事業統制要項である。其の條文は――

#### 第二十四條 政府ハ國家總動員上必要アルトキ

ハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ總動員業務タル事業ノ事業主又ハ戰時ニ際シ總動員業務ヲ實施セシムヘキ者ヲシテ、戰時ニ際シ實施セシムヘキ總動員業務ニ關スル計畫ヲ設定セシメ、又ハ當該計畫ニ基キ必要ナル演練ヲ爲サシムルコトヲ得

と云ふのであつて、主として之れは產金法、石油業法、自動車製造事業法、防空法、倉庫業法を参考法令として立法化されたものである。而して本條による施行令要綱としては、總動員業務に關する計畫の設立および演練をなさしむる事

業の範囲、手續などに就き規定されることが考えられる。

#### 第八章 物價統制としての國家總動員法

##### 第一節 第十九條……戦時に於ける物價の統制

一本條は九・一八停止令の發動條項として、餘りにも各位に馴染の深いものである。先づ本文を掲ぐれば――

第十九條 政府ハ戰時ニ際シ國家總動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ價格、運送貨、保

管料、保険料、賃貸料又ハ加工賃ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

と云ふのであるが、九・一八停止令即ち「價格等統制令」として一度公布實施せらるゝや、戰時物價をして克く指定期日に於ける額に膠着せしめたほどの偉力を發揮した法令である。

本條立法の基本法令は其の範囲頗る廣く、先づ臨時船舶管理法、臨時肥料配給統制法を始として、電氣事業法、瓦斯事業法、重要產業統制法、產金法、石油業法、人造石油製造事業法、製鐵事業法、重要肥料業統制法、地方鐵道法、小運送業法、自動車交通事業法、航空統制法、倉庫業法、暴利取締令、其の他などがある。而

して本條による施行令要綱としては、既に價格等統制令に見るが如く、價格等の一定ラインに於ける釘付け命令であるが、其の他に左の如き内容のものを含んでゐる。

一、暴利の取締りにつき規定を定める。

二、販賣價格、運送賃、保管料等の公示または届出に就き規定を定める。

三、最高販賣價格、戰時保險料の最高限度に就き規定を定める。

なほ價格等統制令の第二條ないし第四條の規定は昨秋更に一ヶ年効力の延長を見て今秋まで持続されることとなつたが、今秋また公定價格の枠式化により一應それらの條項だけは廢止に

なつても、之れに代るべき強硬なる規定が盛込まれるであらうと思はれる。

### 第九章 國民の能力確保としての國家總動員法

#### 第一節 第二十一條……職業能力に關する申告および検査

いし第二十六條ともに、戰時急速に實施しただけでは不充分であるため、豫め平時から所要の措置を講じて置かんとするがためのものである。就中この第二十一條は平時より帝國臣民の能力に關して必要な調査を行ひ、前述の第四條（戰時に於ける臣民の徵用）の制度を適正かつ圓滑に實施する基礎とするとともに、戰時に於ける勞務の需給調整に備へんとする規定である。先づ其の本文は――

第二十一條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ帝國臣民及帝國臣民ヲ雇傭若クハ使用スル者ヲシテ帝國臣民ノ職業能力ニ關スル事項ヲ申告セシメ、又ハ帝國臣民ノ職業能力ニ

前掲第二十三條（物資保有の強制）および第二十四條（戰時事業計畫の設定および演練の強制）を初め、後述の第二十二條および第二十五條な

#### 關シ検査スルコトヲ得

而して本條立法の参考法令には國勢調査法、

統計資料實施調査法、労働統計實施調査令、資源調査法等であつて、其の施行令要綱としては左の如きものが數へられる。

一、登録すべき者の範圍を労務者の職業種別によつて定める。

二、登録すべき官廳および申告義務者、申告事項等を定める。

三、登録は申告に基いて行ひ、なほ必要ある時は職業能力の検査を行ひ得るものとする。

四、特別の登録制度による必要ある者には、別に之れを規定するものとする。

五、申告義務者は其の性別の如何を問はぬものとする。

而して本條に基き既に發動されたる勅令には、醫療關係者職業能力申告令（昭和十三年八月二十四日勅令第六百號）、國民職業能力申告令（昭和十四年一月六日勅令第五號）、船員職業能力申告令（昭和十四年一月二十九日勅令第二十三號）、獸醫師職業能力申告令（昭和十四年二月三日勅令第二十六號）等があり、就中「國民職業能力申告令」は其の申告義務者の範圍が頗る廣く、且つ一般國民に最も緊密な關係を持つものだけに餘りにもよく知られてゐるものである。

#### 職業能力の申告

- 42 -

#### 第二節 第二十二條……技能者の養成

本第二十二條も亦平時に於ける國家總動員法に屬するもので、前者が國民の職業能力確保で

あるに對し、本條は平時より其の職業能力の養成に關し完璧を期し置かんとする規定である。即ち戰時に於ては特に其の不能が豫想せられ、且つ之れが養成には相當の時日を要するため、豫め各種の技術者を養成し置く必要があるからである。今その本文を掲ぐれば左の如きものがである。

第二十三條 政府ハ國家總動員上必要アルトキ

ハ、勅令ノ定ムル所ニ依リ學校、養成所、工場、事業場、其ノ他技能者ノ養成ニ適スル施設ノ管理者又ハ養成セラルヘキ者ノ雇傭主ニ對シ、國家總動員上必要ナル技能者ノ養成ニ關シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得

右のため本條は左記施行内容を盛つてゐる。一、學校、其の他これに準すべき施設に於ける技能者の養成に就ては、學校、其の他これに準すべき施設の管理者または設立者に對し、學科の増設、收容人員の増加、技能者の特殊指導、其の他必要な事項を命じ得るものとする。

二、工場、事業場等に於ける技能者の養成に就

ては十二種類の技術者養成法上を定めてある。

イ、適用を受くべき工場、事業場等の種類および範囲を定める。

ロ、養成せらるべき者の範囲ならびに人員等を定める。

ハ、養成期間、養成すべき技能者の種類、養成の方法、養成設備等を定める。

ミ、養成の委託に就ては、養成せらるべき者の雇用主に對し、養成せらるべき者を學校、其の他の技術者養成に適する施設に入學または入所せしむることを命ずることを得るものとする。第十二条……封書音の規定

本條による勅令案要綱としては既に學校及び

養成所に於ける技能者の養成に關する勅令案、

工場及び事業場に於ける技能者に關する勅令案、船舶運航技術者の養成に關する勅令案等

が、現今殊に喧しく叫ばれてゐる中小商工業の整備統合に伴ひ、其の犠牲となつた轉失業者に對し、之等を重點主義による生産工業方面へ動員して、更生のためと同時に國家目的完遂のために本條の發動が急務とされてゐるやうで、政府に於ても亦これが實施につき考慮してゐるも如くである。

### 第三節 第二十六條……試験および研究の強化

本條による勅令案要綱としての國家總動員法

#### 第二章 第二十九條……封書音の規定

本條は平時に於ける國家總動員上、必要なる

事業の助成をなす目的を以て、所要の科學動員を行はんとする規定である。即ち科學の研究が

第一節 第二十九條……特定事業に對する利益の補償ならびに補助金の交付

本條は軍需工業動員法と同様に國家總動員上必要なる事業には助成をなし得ることとし、其の事業主に對し總動員實施の場合を考慮して、

所要の負擔を課し得られるものとした規定である。而して本條に定むる内容は左の如くである。

第二十九條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ、總動員物資ノ生産若クハ修理ヲ業トル者又ハ試験研究機関ノ管理者ニ對シ、試験研究ヲ命スルコトヲ得なほ本條による勅令案要綱としては、既に「

試験、研究に關する勅令案要綱」が審議されて

第二十九條 政府ハ國家總動員上必要アルトキハ、勅

令ノ定ムル所ニ依リ總動員物資ノ生産又ハ修理ヲ業  
トスル者ニ對シ、豫算ノ範圍内ニ於テ一定ノ利益ヲ  
補償シ、又ハ補助金ヲ交付スルコトヲ得、此ノ場合  
ニ於テ政府ハ其ノ者ニ對シ、總動員物資ノ生産又ハ  
修理ヲ爲サシメ、又ハ國家總動員上必要ナル設備ヲ  
爲サシムルコトヲ得

即ち利益の保證または補助金の交付をなすべき  
事業の種類を規定し、且つ本條の命令または  
利益の保證ないし補助金交付の條件等に違反し  
たる場合の措置、その他これに關聯する規定を  
定めんとする條項である。・

## 第二節 第二十七條……物資、金融、設備の 強制による損失の補償條項

(註) 各條は前述御参照の事

即ち政府の命する處分または命令の内容に從  
ひ、それ／＼公正なる損失決定の基準を定め、  
且つ損失補償の請求、其の時期、方法、交付等  
につき手續を決定せんとする條項である。之れ  
は商業者にも關係の深い條項であるから注意を

必要とする。

其の他、損失の補償および補助金の交付に就

ては、第二十八條ないし第三十條があるが之れ  
は省略する。

## 第十一章 國家總動員法の罰則

### ▼第九條の罰則

第三十二條 本法第九條即ち貿易統制の命令に  
違反して輸出または輸入をなし、或はなさんと  
したる者は三年以下の懲役または壹萬圓以下の  
罰金に處せられる。また此の場合に於て輸出ま  
たは輸入に供し、或は供さんとした物品にして  
犯人の所有ないし所持するものは之れを沒收  
し、もし其の全部または一部を沒收することが

出來なかつた場合には、其の價額を追徴される  
ことになつてゐる。

▼第七條、九條、十條、十三條、十九條の命令  
違反罰則

第三十三條 左の各號の一に該當する者は三年  
以下の懲役または五千圓以下の罰金に處せられ  
る。

一、第七條(戰時に於ける労働争議の制限およ  
び禁止)の規定による命令または制限ないし  
禁止に違反したる者  
二、第九條(戰時に於ける貿易の統制)の規定  
による命令に違反したる者  
三、第九條の規定による命令に違反して輸出ま

たは輸入をなしたる者

四、第十條（戦時に於ける物資の使用および收用）の規定による總動員物資の使用または收用を拒み、妨げ又は忌避したる者

五、第十三條（戦時に於ける施設の管理、使用收用）の規定による施設、土地又は工作物の管理、使用ないし收用、或は従業者の供用を拒み、妨げ又は忌避したる者

六、第十九條（戦時に於ける物價の統制）の規定による命令に違反したる者  
七、第二十一条、二十二条、二十三条、二十六條の命令違反罰則

第三十四條 左の各號の一に該當する者は二年

たは統制規程を設定、變更ないし廢止し、或は第十七條若しくは第十八條第五項の規定による命令に違反したる者

四、第二十三條（平時に於ける物資保有の強制）の規定による命令に違反して保有せざりし者

五、第二十六條（特定事業に對する利益の保證および補助金の交付）の規定に違反し、生産修理または設備をなさざりし者

▼懲役および罰金の併科

第三十五條 前三條、即ち第三十二條、三十三條、三十四條の罪を犯したる者は、情狀により懲役および罰金を併科することが出來る。

▼總動員業務者の機密漏洩または竊用による罰

以下の懲役または三千圓以下の罰金に處せられる。

一、第十一條（戦時に於ける金融の統制）の規定による制限ないし禁止または命令に違反したる者

二、第十六條（戦時に於ける事業設備の新設、擴張、改良の制限または轉用）の規定による制限ないし禁止または命令に違反したる者

三、第十七條（戦時に於ける事業の統制）若くは第十八條第五項（戦時に於ける統制組合の設立中、組合員の營業に關する統制規程）の規定に違反し、認可を受けずして統制協定ま

る者

四、第四十四條（總動員業務に從事した者が、其の業務の遂行に關し知り得た當該官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を漏洩または竊用した時は、二年以下の懲役または一千圓以下の罰金に處せられる。

公務員または其の職にあつた者が、職務上知り得た當該官廳指定の總動員業務に關する官廳の機密を漏洩または竊用した時は、五年以下の懲役に處せられる。

▼公務員の機密漏洩または竊用による罰則

第四十五條 公務員または其の職にあつた者が、本法の規定による職務の執行に當り知り得

た法人または人の業務に關する機密を漏洩ないし竊用した時は、二年以下の懲役または二千圓以下の罰金に處せられる。

#### ▼統制組合の役員が收賄したる場合の罰則

第四十六條 第十八條第一項（戰時に於ける統制組合の設立中、其の設立命令の項）または同第三項（設立命令を受けた者が設立をせなかつた場合に政府が執る設立處分の項）の規定により設立したる組合の役員が、其の職務に關して賄賂を收受し、又は之れを要求ないし約束した時は二年以下の懲役に處せられる。依つて不正の行爲をなし、又は正當の行爲をしなかつた場合は五年以下の懲役に處せられる。

被而して此の場合に收受した賄賂は沒收される。若し其の全部または一部を沒收することが出來なかつた場合には、其の價額を追徴されることになつてゐる。

#### ▼統制組合の役員に對する贈賄の罰則

第四十七條 前條に掲げた統制組合の役員に對し賄賂を交付、提供または約束したる者は、二年以下の懲役または五百圓以下の罰金に處せられる。

然し右の罪を犯した者が自首したる時は、其の刑を減輕ないし免除されることがある。

#### ▼法人に對する罰則

第四十八條 法人の代表者、法人または人の代

理人、使用者、其の他の從業者が、其の法人または人の業務に關し第三十二條ないし第三十四

條、第三十六條第二號、第三十七條、第三十八條または第四十三條前段の違反行爲をなした時は、行爲者を罰するのほか、其の法人または人

に對して、各本條の罰金刑または科料刑を科せられることになつてゐる。

#### ▼外地に於ける命令違反の罰則

第四十九條 前條の規定は本法施行地に本店または主たる事務所を有する法人の代表者、代理人、使用者、其の他の從業者が本法施行地外に於て違反した行爲にも適用される。本法施行地に住所を有する人の代理人、使用者、其の他の

從業者が、本法施行地外に於て違反した行爲に就ても亦同様である。

本法の罰則は本法施行地外に就て罪を犯した帝國臣民にも適用されるのである。

#### 第十二章 結 語

第一節 國家總動員法は全經濟活動面を支配する

以上の解説は國家總動員法中我々經濟人に最も密接な關係を持つものうち、特に商業部門に緊密なる條項を選んで抜萃したのであるが、之によつて見るも其の立法の基本法令に、如何ばかり軍需工業動員法が多く關係してゐるか

ゞ解るであらう。然し更にこれを検討する時は最早や軍需工業動員法の域を脱し、全經濟部門に擴大されつゝある國家總動員法の姿こそは、それは既に經濟人の總てを律する非常時法令とはなつてゐるのである。素より軍需工業動員法は軍需工業の動員を主とし、之れに關聯した事項を規定してゐるのであるが、之れだけでは此の高度國防國家完成には不充分であつて、之れを更に全經濟活動部門へ擴大したのが、即ち此の綜合的動員法とも見らるゝ國家總動員法なのである。従つて總動員法の特質は軍需工業の動員とか、資金調整とか云ふ個々の規定よりも、更に大きな國家の機構運營の全般に亘り、

有機的な戰時態勢を構成したのである。たゞ各般の事情や勅令の準備など諸種の立法的關係から、全條項の同時發動と云ふことは望まれないが、既に大東亞共榮圈の確立と云ふ大理想もあり、政治および經濟新體制の着々として確立せられんとするに當つては、一舉にして重要な條項は何れも全條項が洩れなく發動されて、經濟的にも有機的な戰時態勢が完成されるのが刻下の急務となつてゐる。今や紀元二千六百一年、新體制によつて國力を更新し、此の時艱克服に當らんとする時に際して、我等經濟人の覺悟も亦新たなるものが無くてはならぬ筈である。

舊臘、國家總動員法に基く六勅令案要綱が總動

員審議會に附議せられ、且つ目先きに昭和十六年度の物動計畫を見んとするに當り、愈々國家總動員法の全條的發動をさへ豫想されるのである。素より我等の經濟活動面は今後それによつて著しく拘束される譯であるが、高度國防國家完成のためには、其の一舉手一投足までが規正されねばならぬ譯で、經濟新體制の發足とゝもに、各人の俱に深く心に誓ひ且つ其の協力を必要とされる次第である。

## 第二節 國家總動員法の發動と商工業者直面の問題との關係

更に翻つて今我々商工業者の直面してゐる重大要件から云ふならば、國家總動員法の全條的

發動と云ふ問題以外に、企業の合同、營業免許法案などが眼前に迫りつゝあり、傍らまた指定生産の範圍擴大による生産、配給および消費統制の強化進展と、それに伴ふ各段階機構の整備統合等の問題が襲ひかゝつてゐる。勿論これらは國家總動員に對し自ら別箇の問題として取扱はるべきものであるが、其の問題自體に於て既に經濟新體制の發足とゝもに一段と拍車が掛けられるものである以上、之等を力強く牽制していくものは亦この國家總動員法の全條的發動でなくてはならない。茲にまた國家總動員法の發動と商工業者直面の問題との間に於て大きな

今や政府は國家全體の繁榮と我が民族の發展とのために、其の綜合國力全部を之れに傾倒してゐる。八紘一字の顯現も、大東亞共榮圈の確立も、要はまた此の趣旨に他ならないのである。此の意味に於てもまた國家總動員の態勢を完備して置く必要がある。然し國家總動員の内容は人的、物的の兩資源を始め、施設資金など各般の事項に亘つて國民生活に最も大なる關係があり、政府に於ても之れが發動と其の運營に就ては深甚なる考慮を拂はねばならぬが、一方また國民の側に於ても愛國心を基礎とし、舉國一致の協力をなしてこそ初めて其の効果あるべきことを知らねばならない。従つて先づ口に公

益優先を致す前に、之れが協力を實踐に移すべ  
きことが肝要であつて、それには何よりも總動  
員法の内容を詳さに再検し、職域奉公に萬遺憾  
なきを期することこそ、非常時下に課せられた  
我等商工業者への名譽ある責務であると云ふべ  
きである。本書もとより斯かる小冊子に過ぎな  
いが、幸ひにして之れにより國家總動員法の全  
貌を再検するに役立ち、以て本年度商工業者の  
國策協力的態度を決するに聊かたりとも貢獻す  
るならば、編者の深く本懐とせねばならぬとこ  
ろである。

伊藤萬經  
濟叢書發行要旨

▼題旨

## ▼趣旨

新体制下に於ける計畫經濟の完遂には、今後統制の益々強化さるべきは云ふまでもなく、殊に昭和十六年度の新規物動計畫による重點主義の採用は、愈々統制強化の急なるを豫想せしめる。ために今後、法律命令の連續的公布、重大經濟問題の連發等、前途の我が經濟界は曾て見ざる多端を迎えるであらうが、臣道實踐のためには克く其の職城奉公に遺憾なきを期せねばならない。從來弊店に於ては聊か社會貢獻のため、斯かる重大法制經濟問題の突發するや、直ちに「伊藤萬通信特報」を以て其の詳細を解説發表してゐたが、彬大なる問題は到底よく特報の程度が盡し得るものにあらず、茲に弊店經濟調査陣擴充の一役割として、調査發表によるものを商業報國のため聊か紀元一千

卷之三

六百一年と云ふ新世紀への發足記念事業として  
伊藤萬經濟叢書の刊行を企てた。何卒弊店の趣旨  
を諒承せられ、此の上とも御引立御愛讀の程を乞  
ふ次第である。

▼内規

一、本叢書を「伊藤萬經濟叢書」とし、重要法制  
經濟諸問題の突發毎に隨時刊行するものとする  
二、本叢書は企劃部情報課より刊行し、其の都度  
「伊藤萬通信」紙上にて公告するものとする。  
三、本叢書は刊行の都度、其の定めたる實費を申  
受けて頒布するものとする。  
四、御購讀御申込は直接弊店企劃部情報課または  
本叢書發賣所へ御下命を乞ふ。  
五、弊店への代金御拂込は  
振替口座大阪四七二八番が御便利。

414  
168

昭和十六年一月十八日印刷  
昭和十六年一月廿一日發行

(新) 定價 金參拾錢

大阪市東區本町四丁目四十六番地

編者 株式會社 伊藤萬商店

企劃部 經濟調査  
代表者 池上正

大阪市東區本町四丁目四十六番地  
發行兼  
印刷者

株式會社 伊藤萬商店

企劃部 情報課  
代表者 沖良三郎



伊藤萬商店